

## 第 5 章 個別施策の展開

前章の行動計画における「施策目標と方向性」に基づき、個別施策を展開していきます。その施策によって、次世代育成支援行動計画を着実に進めていきます。なお、「就」などの記号の意味は次のとおりです。

( **就**：就学前児童対象 / **小**：小学生対象 / **中**：中学生対象 )

### 基本目標 1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

#### 1. 地域における子育て支援

##### 地域における子育て支援サービスの充実

##### a. 居宅において児童の養育を支援する事業

事業名	内 容	担当課
ファミリーサポートセンター事業（新規） <b>就小</b>	子育ての援助を行いたい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の実施を検討します。	子育て支援課

##### b. 保育所等において児童の養育を支援する事業

事業名	内 容	担当課
私立幼稚園保育料軽減事業 <b>就</b>	市内の私立幼稚園に、当該年度の 10 月 1 日現在在園する 3 歳児、4 歳児及び 5 歳児の保護者で、市内に在住する方に補助金を交付します。	学校教育課
私立幼稚園就園奨励事業 <b>就</b>	幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、所得状況に応じて保育料等を援助します。	学校教育課
私立幼稚園振興補助事業 <b>就</b>	私立幼稚園の振興を図るため、市内の私立幼稚園の運営に必要な経費を予算の範囲内で補助します。	学校教育課

<p>一時保育事業</p> <p><b>就</b></p>	<p>女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の面倒をみられない時、その児童を一時的に保育します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>放課後児童健全育成事業（学童保育事業）</p> <p><b>小</b></p>	<p>小学校に通学している児童で、就労等により家に帰宅後、保育者がいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>ハッピー（0・1）サークル（新規）</p> <p><b>就</b></p>	<p>対象・・・0、1歳児と保護者 定員・・・10組、年6回（2か月に1回）午前10時30分～11時30分 ねらい・・・乳幼児をもつ保護者のコミュニケーションの場。児童館を利用するきっかけづくり。出会いや交流の場。あかちゃんのタッチケア、あかちゃんと水遊びをしましょう他</p>	<p>児童館（子育て支援課）</p>
<p>みんなでワン・ツー・スリー</p> <p><b>就</b></p>	<p>対象・・・幼児と保護者 定員・・・20組、月1回午前10時30分～11時30分 ねらい・・・親子で季節の遊びや行事を楽しむ。集団遊びのきっかけづくりや保護者同士のコミュニケーションの場。体操、身体測定、季節の製作遊び、プール遊び、親子遠足他</p>	<p>児童館（子育て支援課）</p>
<p>わくわく広場（移動児童館）</p> <p><b>就</b></p>	<p>対象・・・幼児と保護者 定員・・・30組、年4回午前10時30分～11時30分、場所・・・各公民館 ねらい・・・児童館活動（事業）のPRを兼ねて、各地区の公民館に出向き、親子遊びや集団遊びを実施する。こいのぼり製作、七夕製作、親子運動会2回等。16年度から、各公民館と共催事業として実施。</p>	<p>児童館（子育て支援課）</p>

<b>親子DEチャレンジ！ (新規)</b>  <b>就</b>	対象・・・2歳以上の幼児と保護者 定員・・・20組、月1回午前10時 30分～11時30分 ねらい・・・親子で向き合っ一緒に 遊んだり、集団で遊んだりしながら、 友達に興味をもつ。集団遊びのきっか けづくり。季節のおやつ作り、歯磨き 上手かな、縁日遊び、英語で遊ぼう、 折り紙遊び、おはなし大好き！他	児童館 (子育て支 援課)
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

### c. 児童の養育に関する諸問題について必要な情報提供・助言を行う事業

事業名	内容	担当課
<b>広域保育の推進</b>  <b>就</b>	就労や病気等の理由により、家庭にお いて子どもの保育が困難な保護者が 民間又は市外の保育園を利用するこ とを推進します。	子育て支援 課
<b>子育て支援情報の発行</b>	幸手市では、「幸手市子育て支援情報」 として市内の公的施設で配布してい ます。主に関係する子育て支援課、健 康増進課、社会福祉課、学校教育課等、 各課の事業を紹介する内容です。	子育て支援 課
<b>子育て支援センター事 業(新規)</b> <b>就</b>	子育て家庭の支援活動の企画・調整を 担当する職員を配置し、育児支援を行 います。	子育て支援 課
<b>ファミリーサポートセ ンター事業(新規)(再 掲)</b> <b>就小</b>	子育ての援助を行いたい方と子育て の援助を受けたい方の相互援助活動 の実施を検討します。	子育て支援 課

### 保育サービスの充実

事業名	内容	担当課
<b>障害児保育</b>  <b>就</b>	障害児の特性等に十分に配慮し、健常 児との統合保育により保育内容の充 実を図ります。	子育て支援 課

<b>保育所地域活動事業</b> <b>就</b>	保育所の事業に近所の高齢者を招いて、子どもたちとふれあいながら交流します。事業内容は、七夕まつり、運動会、もちつき大会等です。	子育て支援課
<b>通常保育事業</b> <b>就</b>	保護者の労働又は、疾病等条例で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できない児童を市内の認可保育所で保育します。	子育て支援課
<b>低年齢児保育事業</b> <b>就</b>	0歳児から2歳児までを対象とした保育を実施します。	子育て支援課
<b>延長保育事業（新規）</b> <b>就</b>	多様な保育サービスの一環として、11時間を超えて保育を実施します。	子育て支援課
<b>子育てサロンの実施</b> <b>就</b>	0歳から就学前児童とその児童の保護者を対象に手遊びや歌などをおして、子育ての悩みや困っていることなどの相談を、主任児童委員を中心に保育士と家庭児童相談員の協力をいただき実施します。	社会福祉課

### 児童の健全育成

事業名	内容	担当課
<b>保育所開放事業</b> <b>就</b>	少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、子育て支援につながる開放事業による交流を深め、子育ての不安を取り除き、地域の人々との関わりにより、保育所を十分理解してもらい、子育ての相談の場とします。	子育て支援課
<b>「公民館事業講座」の開催</b> <b>就小</b>	「ゆとり教室」事業として陶芸教室、絵画教室、おいで教室等を開催します。	生涯学習課
<b>世代間交流事業</b>	親（高齢者） 子（壮年） 孫（小学生）の三世代でゲートボールを楽しみ、世代間の交流を図ります。	生涯学習課
<b>健全育成に関する啓発事業</b>	青少年育成推進員会議で作成した青少年の健全育成に関する啓発紙（青少年健全育成員だより）を配布します。	生涯学習課

子ども会活動等支援事業 就小	子ども会、ガールスカウト、ボーイスカウト等の活動を助成します。	生涯学習課
有害図書等の調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等の調査を実施します。	生涯学習課
就学援助費の支給 就小	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき、経済的理由により、就学困難な義務教育児童生徒の保護者に対し、援助を行います。	学校教育課
児童手当の支給 就小	児童手当法に基づく手当を支給します（小学校第3学年まで）。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	離婚・死亡等により父親と生計が同じでない18歳に達した年の年度末までの児童、20歳未満の障害児を監護している母親又は扶養者を対象に支給します。	子育て支援課
簡易児童遊園整備事業 就小	身近な遊び場の確保を図るため、寺社境内にある良好な緑地の活用促進を図ります。	子育て支援課
養護学校放課後児童対策事業 小	養護学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している保育室に対し、補助金を交付します。	子育て支援課
青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策につき必要な重要事項を調査審議します。	生涯学習課
学校体育施設開放事業	市内の小・中学校の体育施設（校庭・体育館等）を、市内在住者及び在勤者で構成された10名以上の団体に開放します。	体育課

## 2. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

## 児童虐待防止対策の充実

事業名	内容	担当課
児童虐待相談事業	児童虐待通報の受付、対応、その他相談業務を実施します。	子育て支援課
児童虐待防止等ネットワーク会議	児童虐待・DV についての研修や各機関との情報交換を実施します。	子育て支援課
家庭児童相談事業	家庭における児童相談に対応します。	子育て支援課

## 母子家庭等の自立支援の推進

事業名	内容	担当課
母子家庭等の自立支援給付事業（新規）	職業訓練を行う母子家庭の母及び母子家庭の母を雇用する事業主に対し給付金を支給することにより母子家庭の母の就業を支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭等の方が医療保険により受診した場合の医療費の一部を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を療養している方に支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給（再掲）	離婚・死亡等により父親と生計が同じでない18歳に達した年の年度末までの児童、20歳未満の障害児を監護している母親又は扶養者に支給します。	子育て支援課

## 障害児施策の充実

事業名	内容	担当課
障害児保育（再掲）	障害児の特性等を十分に配慮し、健常児との混合保育により保育内容の充	子育て支援課

<b>就</b>	実を図ります。	
<b>特別支援教育の推進</b>	小・中学校の保護者が希望した場合の特殊学級等での受け入れについて、市就学指導委員会や校内就学相談を充実して取り組みます。	学校教育課
<b>小中</b>		
<b>幼稚園の障害児受入体制の整備・充実</b>	幼稚園に障害児を受け入れます。	吉田幼稚園
<b>就</b>		
<b>私立幼稚園心身障害児就園運営費補助事業</b>	私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付することで、心身障害児の就園を促進します。	子育て支援課
<b>就</b>		
<b>療育事業(母と子の幼児学級)</b>	乳幼児健診等で発達の遅れや、育児環境に心配のみられる小学校入学前の子どもとその親に、集団での療育的指導を行います。	子育て支援課
<b>就</b>		
<b>療育事業(ことばの教室)</b>	乳幼児健診等で言葉の発達に遅れがみられる小学校就学前の子どもに、継続的個別指導を行います。	子育て支援課
<b>就</b>		
<b>療育事業(個別指導訓練)(新規)</b>	乳幼児健診等で身体に発達の遅れがみられる小学校就学前の子どもに、継続的な個別指導を行います。	子育て支援課
<b>就</b>		
<b>障害児デイサービス事業</b>	障害児に対し、通園による日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応指導を行います。	社会福祉課
<b>就</b>		
<b>障害児ホームヘルプ事業</b>	心身障害児に対し、居宅における一時的な介護や家事等の日常生活全般にわたる支援を行います。	社会福祉課
<b>障害児生活サポート事業</b>	一時的に介護が必要な心身障害児に対し、市に登録した民間の団体が介護を代行します。	社会福祉課
<b>障害児日常生活用具給付事業</b>	在宅の身体障害児に、訓練いす・入浴補助用具・移動用リフト等の日常生活用具を給付又は貸与します。	社会福祉課
<b>障害者就労支援事業</b>	身体的、知的又は精神的な障害のために、日常生活又は社会生活に制限を受け、就労を希望する障害者及び就労中の障害者に対する支援を個別に行います。	社会福祉課

タクシー利用券交付事業	障害児のタクシー利用費用の一部を助成します(ただし、自動車燃料費助成事業とどちらかの選択です)。	社会福祉課
在宅介護者手当支給事業	重度心身障害者と同居し、現に常時介護をしている次の方に対し介護者手当を支給します。 身体障害者手帳 1 級の肢体不自由者で常時臥床またはこれに準ずる方 療育手帳マル A で常時介護を要する方	社会福祉課
在宅重度心身障害者手当支給事業	在宅の重度心身障害児に対し支給します。	社会福祉課
障害児紙おむつ支給事業	常時排泄の介護を必要とする心身障害児に対し、紙おむつを支給します。	社会福祉課
自動車燃料費助成事業	障害児を通院等に使用する自動車等の燃料費の一部を助成します(ただし、タクシー券交付事業とどちらかの選択です)。	社会福祉課
重度心身障害児医療費助成事業	重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。	社会福祉課
障害児ショートステイ事業	在宅の障害児を介護していた方が病気等で介護できない場合に、施設に障害児が一時入所し、介護を受けます。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給(再掲)	精神又は身体に障害のある 20 歳未満の児童を療養している方に支給します。	子育て支援課

